

○高知市子ども・子育て支援会議条例

平成25年4月1日条例第54号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、高知市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく諸施策の推進に関する事務

(組織)

第3条 支援会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援又はこども基本法第2条第2項に規定するこども施策に関し学識経験を有する者
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
- 3 支援会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 支援会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 支援会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後及び委員の任期満了後最初に開催される支援会議の会議は、市長が招集する。

附 則（平成26年4月1日条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。